

定例監査結果報告

1 監査の種類

定例監査（工事）

2 監査の対象

宮城野区役所，太白区役所，ガス局

3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の工事監査は，仙台市監査基準に従って，共通的事項，設計・積算，契約，施工，検査，維持管理業務，委託業務に関し，合規性，正確性等の観点から，令和元年10月1日から令和2年9月30日までの期間に施行している工事及び委託667件，102億387万円のうち，100件，21億6,029万円を抽出し，関係書類及び施工現場を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の日程

令和2年11月11日から令和3年3月17日まで

5 監査の結果

工事及び委託については，一部に改善を必要とする事例が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は，次のとおりである。

（1）随意契約・見積徴収・単価策定の手続について

予定価格が100万円を超える委託契約については，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り，随意契約によることはできないものである。

また，契約事務の取扱いに関する要綱第11条に基づく「契約事務の手引（平成28年3月財政局長通知）」では，設計金額の算定に当たり参考見積書を徴収する場合，設計金額の見込額に応じた決裁を行い，複数の業者に依頼するよう努めるとともに，徴収した参考見積書に基づき積算に用いる単価を決定するに当たっては，担当課長の決裁を受けることを定めている。

ところが，太白区まちづくり推進課では，仙台市太白区文化センター冷却水及び冷温水ポンプ整備業務において，工事と業務が交錯・錯綜する他の部署で

発注する近接工事の受注者と契約すれば、工期短縮及び委託金額の縮減が図れるという理由で、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により同業者と特命随意契約を締結していたが、工期短縮及び委託金額の縮減の根拠を同業者からの聴き取りだけで判断して、検証していなかった。

また、予定価格を算出する際に、見積徴収を行わずに近接工事の受注者からの金額の聴き取りから策定し、随意契約の起案前に単価策定の決裁を行っていなかった。

契約の締結に当たっては、関係法令に則り、適正に処理する必要がある。

また、業務委託の設計金額の算定に当たって参考見積書を徴収して積算を行う場合は、設計金額の見込額に応じた決裁を行い、複数業者から参考見積書を徴収し、担当課長の決裁を受けて単価を決定した上で積算するよう適切に事務処理を行う必要がある。